

議案第 1 1 8 号

松阪市松浦武四郎誕生地条例の制定について

松阪市松浦武四郎誕生地条例を次のように制定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市松浦武四郎誕生地条例

(設置)

第 1 条 松阪市は、歴史的文化遺産の保存と活用及び郷土の文化に関する意識の向上を図るため、次の施設を設置する。

名称 松浦武四郎誕生地

位置 松阪市小野江町 321 番地

(事業)

第 2 条 松浦武四郎誕生地は、次に掲げる事業を行う。

(1) 松浦武四郎誕生地の公開

(2) 文化財保護意識の啓発

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があると認める事業

(休館日)

第 3 条 松浦武四郎誕生地の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第 4 条 松浦武四郎誕生地の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ開館時間を変更することができる。

(入館料)

第 5 条 松浦武四郎誕生地の入館料は、別表第 1 に定めるところによる。

(入館料の減免)

第 6 条 市長は、特に必要と認めるときは、入館料を減免することができる。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 松浦武四郎誕生地の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用料)

第8条 松浦武四郎誕生地の離れの使用料は、別表第2に定めるところによる。

(使用の許可)

第9条 松浦武四郎誕生地の離れを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際して、松浦武四郎誕生地の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、松浦武四郎誕生地の離れの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 松浦武四郎誕生地の文化財的価値を損ない、又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営利又は宣伝を目的とするとき。
- (5) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたと認めるとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したと認めるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が使用しようとする日の20日前までに使用の取消しを届け出たとき。
- (2) 使用者の責によらない理由により使用できないとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(権利の譲渡の禁止)

第 14 条 使用者は、松浦武四郎誕生地の離れの使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、松浦武四郎誕生地の離れの使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 入館者及び使用者は、自己の責に帰すべき理由により松浦武四郎誕生地の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 2 月 25 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	入館料			
	個人	団体(20人以上)	松浦武四郎記念館との 共通入館券	
			個人	団体(20人以上)
一般	100 円	80 円	350 円	250 円
18 歳以下	無料		—	—

別表第 2 (第 8 条関係)

区分		使用料	
		全日 午前 9 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	4 時間未満
離れ	市民が利用する場合	4,320 円	2,160 円
	市民以外が利用する場合	6,480 円	3,240 円

備考 市民とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。